

# はがき要請行動

組合員・ご家族の皆様、  
ご協力をよろしくお祈いします

# 建設長崎

October  
No.700

2023年10月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まず

印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

## 『予算要求ハガキの文例』

下記の各文例を参考にしながら仲間みなさんと  
ハガキに思いを込めて記入しましょう！

**文例 組合員の場合** 職種を記入してください。

私は長崎で〇〇をしています。  
建設国保は私のうちと健康を守る大  
切な「命の綱」です。建設国保への補  
助金は現行水準を確保してくださ  
い。

住所 〇〇市△△町〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

私は長崎で〇〇をしています。  
建設国保は私のうちと健康を守る大  
切な「命の綱」です。建設国保への補  
助金は現行水準を確保してくださ  
い。

住所 〇〇市△△町  
〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

**文例 奥さんの場合** 夫の職種を記入してください。

私の夫は長崎で〇〇をしています。  
私達にとっての「命の綱」である  
建設国保への補助金は、現行水準  
を確保してください。

住所 〇〇市△△町〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

私の夫は長崎で〇〇をしています。  
私達にとっての「命の綱」である  
建設国保への補助金は、現行水準  
を確保してください。

住所 〇〇市△△町  
〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇

●ハガキに自筆(ボールペン)で記入をお願いします。  
●職種は具体的にお祈いします。(例・大工、左官、解体工など)  
●書き終わったらポストには投函しないで、必ず所属支部に提出してください。

ハガキ要請行動は、私たち建設技能者にとって建設国保が欠かせない制度であり、今年度夏の取り組みでは、組合の組織拡大・強化を推進する大きな原動力となります。

今夏の取組も大きな力に。  
お一人お一人のご協力を！  
長建国保の安定運営をはかり、国保制度を守ること  
●ハガキ要請行動の取り組み詳細については各支部よりご案内いたします。

### 令和六年度 国保補助金確保に向けた ハガキ要請行動に取り組みよう!!

## 要請先は、「厚生労働省」と「財務省」

令和六年度国保組合予算確保に向けたハガキ要請行動を、九月末から約一カ月半かけて行い、要請先は厚生労働省・財務省となります。

要請ハガキで生の声を届けます。

令和六年度国保組合予算確保に向けたハガキ要請行動を、九月末から約一カ月半かけて行い、要請先は厚生労働省・財務省となります。

要請ハガキで生の声を届けます。

令和六年度国保組合予算確保に向けたハガキ要請行動を、九月末から約一カ月半かけて行い、要請先は厚生労働省・財務省となります。

要請ハガキで生の声を届けます。

## 建設キャリアアップシステム(CCUS)技能者登録推進助成金について

建設キャリアアップシステムは2019年4月より本格運用が開始されています。建設長崎では、このシステムを活用し、技能者登録の推進や、技能者の処遇改善、中小零細事業者の仕事確保をめざすため、技能者カードを取得した組合員を対象に、助成金の給付を行なってまいります。

**対象者** 技能者カードを取得した組合員  
**申請期間** 2024年5月31日まで  
**申請方法** 各支部にある申請用紙に記入し技能者カードの写しを添付して申請  
**助成金** 1人 2,000円  
**技能者登録料** ①簡略型 2,500円 ②詳細型 4,900円

## 全建総連技能者育成基金制度

全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成を支援することを目的に技能者育成基金制度を創設。2018年4月から資格取得による報奨金制度を実施。「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じ2千～1万円を全建総連から申請者(組合)を通じて組合員の方々に支給されます(対象資格は下表を参照)。

**資格取得で報奨金がもらえます。**

①申請方法  
①資格取得報奨金制度申請書(※要印鑑持参)  
②資格取得を証明する書類(合格証書、修了証明書等)  
以上を組合(各支部事務所)へ提出して申請を行って下さい。

③申請時の注意点  
・受講時に組合員であること。  
・組合費等の滞納(3ヶ月以上)がないこと。  
・申請期限は資格取得から3年以内。

■対象資格  
区分1：10,000円  
一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士(※1)、一級施工管理技士(技術検定試験)、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録幹事技能者(全職種)

区分2：5,000円  
二級建築士、木造建築士、二級技能士(※1)、二級施工管理技士(技術検定試験)、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許(※2)、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上げ改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットグラウト技士、第一種冷凍ブロンズ取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター(※波線19資格は2021年4月1日取得分から適用)、日本ウレタン断熱協会品質管理責任者(※2022年4月1日取得分から適用)、1級建築測量技能者(※2022年6月1日取得分から適用)

区分3：2,000円/作業主任者  
ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め保工、型枠保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

(※1) 技能検定建設関係32職種(造園、さく井、建築板金、冷凍空調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、金属加工関係で1職種(鉄工)、電気・精密機械器具関係で1職種(電気製図)、木材・木製品・紙加工品関係で4職種(家具製作、建具製作、畳製作、表装)、その他で5職種(ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工[建築フィルム作業]、ビルクリーニング、ハウスクリーニング)

(※2) 職業訓練指導員免許36科(建築科、とび科、建設科、建築板金科、量科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科、冷凍空調機器科、土木科、住宅設備機器科)(※波線の25科は2021年4月1日取得分から適用)

## 常備薬セット無償配布

### 11月30日で終了となります

#### お済みでない方は支部窓口でお受け取り下さい



毎年、組合員の皆様にお配りしている「常備薬セット」を、今年度も各支部にてご用意しております。

今回も、感染症予防対策としてのマスクから、消毒液、絆創膏、湿布などの外傷対策薬品まで幅広くご利用いただける内容でお配りしております。家族の資格取得、喪失や、各種変更届の手続き等、各所属支部へお立ち寄りの際は忘れずにお受け取りいただきますようお願い致します。



### 研修会・講習会のご案内

#### ① 住宅リフォームエキスパート増改築相談員(新規・更新)研修会

増改築相談員は、住宅リフォーム(増改築・模様替え・修繕等)を実施しようとする消費者が安心して相談できる体制を整備するため、さらに住宅のリフォームの普及を促進し、居住水準の向上に資することを目的に設けられています。ぜひ、この機会に相談員の資格を取得し活用を図っていただきたいと思ひます。

この研修会を受講し審査に合格した人に対しては、増改築相談員登録証、増改築相談員登録カードが交付され、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録されます。

- 日時 令和5年12月17日(日)  
(新規の方) 午前9時00分受付 午前9時15分～午後6時  
(更新・再登録の方) 午後1時45分受付 午後2時15分～午後6時
- 会場 時津町北部コミュニティセンター 西彼杵郡時津町日並郷1317-1  
電話095-881-7312
- 申し込み  
「受講申込書兼登録申請書」に必要事項を記入して、受講料と写真を添えて支部に提出して下さい。  
○受講料(新規)30,000円(更新・再登録)19,000円(テキスト代・登録料込)  
○顔写真1枚(縦4cm×横3cm)  
※申込手続き完了後は、申込みの取消し及び受講料の返金は不可
- 申し込み受付: 令和5年11月1日(水)～11月21日(火)
- 受講資格・対象者  
(新規) 住宅の新築またはリフォーム実務経験5年以上  
(更新) 前回受講し、登録有効期限が令和6年3月31日の方  
(再登録) 有効期限が満了している人が2年以内に更新研修を受講する方  
有効期限が令和5年3月31日、令和4年3月31日の方

▶▶▶ 前回(平成30年11月)に建設長崎で受講された方には、更新研修会の案内を送付します。

#### ② 規矩術講習会

木造軸組工法を学ぶ機会が少ない若年技能者を対象に「規矩術講習会」を開催します。

地区	日程	会場	受講料
長崎	令和5年12月2日(土)～3日(日) 午前9時00分～午後4時00分 (受付開始: 午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	2,000円

- 【対象者】 青年層組員(39歳以下)  
 【受付方法】 受講料を持参の上、各支部窓口にて受付  
 【申込期限】 令和5年11月22日(水)(定員になり次第締め切り)  
 【内容】 規矩術(基礎講座)  
 ※持参するもの さしがね、筆記用具、大工道具  
 ※出来るだけ2日間参加の事



### 西彼支部

## 長与住宅デー

### 包丁研ぎ初級講座開催!



長与連合分会では、九月十日(日)にJ長崎せいひん長与支店で、毎年恒例行事である住宅デーを開催しました。

毎月決まった顔ぶれで開催することが多い住宅デーですが、今回は初めて参加する方もちらほら。

包丁を研いだことのない若手の仲間がいたこともあって、ベテラン組員さんの厳しくも愛のある包丁研ぎ講座が急遽開講。書記局も交えて包丁砥ぎのいろはを教えていただきました。

審査員の厳しいチェックにも無事合格し、包丁達は持ち主の元へ。その数合計一四二本。中にはハサミなど難しい代物も含まれていました。そこはベテランの皆様が担当しましたのでご心配なく。

ご参加いただいた皆様、準備から打ち上げまで本当にお疲れ様でした。

参加者	岩崎 豊三郎	中尾 豊	井手 保	尾崎 光生	脇川 雅隆	溝上 智志	川口 克己	毎熊 明夫	宮城 忍	有川 裕太	溝上 雄斗	石川 明文	岡 猛
	本村 繁人	林 文則	山口 政好	松川 博幸	古藤 明義	山崎 大地	岩永 龜雄	川久保博幸	松川由美子	尾崎 秀子	佐藤委員長	若杉書記長	

### 西彼支部

## 時津住宅デー

### 一年の月日に思いを馳せ

時津連合分会では、九月三日(日)に支部事務所、恒例の住宅デーを開催しました。

九月に入っても太陽は容赦なく照り付け、我々の身を焦がさんばかりの勢いで非常に参りましたが、朝の準備からテキパキとブルーシートで日陰をこさへ、早速包丁砥ぎに取り掛かりました。

昨年も来られていたと思しき方のお顔を拝見するなど、一年の月日に思いを馳せ

集まった包丁は、全部で七十六本、カマ等も含めて計一〇三本となりました。

片付けは準備以上にテキパキと済ませ、解散後は足取り軽くお待ちかねの打ち上げへ。火照った体にビールが染み渡りました。

暑い中にご協力いただいた皆様、大変お疲れ様でした。

参加者	岩崎 豊三郎	中尾 豊	井手 保	尾崎 光生	脇川 雅隆	溝上 智志	高木 八郎	濱本 勝之	川林 満	田口 繁美
	山口 俊一	宮城 忍	川久保博幸	森 康之	林田 浩治	山崎 一郎	濱本 久枝	砂川 真理	森 佳美	佐藤委員長

### 中央大浦支部

## 日見分会住宅デー

### 蘇る包丁、まな板達

九月十日(日)、中央大浦支部日見分会では二年ぶりとなる分会住宅デーを開催。

網場漁協での開催は実に令和元年以来となるので、来場者があるか心配でしたが、受け付け開始前から地域の方が待つておられて、準備が済むと早速受付を開始。

サビだらけの包丁や使い込まれた包丁が持ち込まれ、組合員さんの手によって、きれいに研ぎあげられています。その横ではまな板削りも受付けており、キズだらけのまま板が表面を削られ、まるで新品のように蘇ります。

その他、リクエストに応じたすのこ作成販売も行っており、依頼とおりの寸法で手際よく創り上げていました。

九月に入ってもまだまだ暑さが厳しい中での作業となりましたが、熱中症にも注意し無事に終了することが出来ました。ご参加いただいた組合員、主婦の皆様大変お疲れ様でした。



### 東保世支部

## 佐世保東支部旅行

### くわっぜよかとこ鹿兒島

佐世保東支部では、四年振り(ス二台での出発です)の支部旅行を開催。九月二十三日(土)～二十四日(日)に飲み物を開ける音が聞こえてきました。道中はお酒を飲んでいくからか、予定より多くのサービスエリアで休憩を挟み、昼食会場のかごしま空港ホテルへと到着。そこでもお酒と美味しいう豚しゃぶを堪能しました。そこからは焼酎工場(パレルバレープラハ&GEN)で見学と買い物、知覧特攻平和会館で当時の衣服や手紙等で平和について学びました。

ホテルには十七時頃に到着。十八時三十分から宴会が始まりました。地元のお酒、野菜、魚や肉を味わいながら談笑され、カラオケで盛り上がり予定の二時間はあっという間に過ぎ、一日目を終えました。

二日目は、出発時刻が八時と少々早く、お子様と一緒に参加された方は、バタバタだった様でしたが、時間内に全員集合を確認できました。出発前に支部長の挨拶で二日目が始まりました。

バスに揺られながら長崎鼻で竜宮神社や灯台の見学、鹿兒島港から二十分程フェリーに乗船し心地よい海風を感じながら、桜島へ渡りました。桜島物産館で昼食をとり、有村溶岩展望所を最後に観光し、帰路へ。

帰りの車中では、酒盛り組と就寝組に分かれ、各々の旅行を楽しみながら支部へ到着しました。



## 足場の組立等作業主任者講習会

長崎労働局の登録講習機関である専門学院では、九月三十日(土)と十月一日(日)に、組合本部二階教室を会場に「足場の組立等作業主任者講習会」を開催。組合新聞やホームページ、各支部の要請で募集を行い十一人が受講しました。講習会については、業務規程で定められている十四時間の講習科目を二日間に分け、朝九時から夕方五時までとされています。

今回は、足場の墜落防止措置に定める労働安全衛生規則が、令和五年十月一日より改正となることから、その強化される点の説明も加えながらの講習会となりました。

二日目の最後には、終了考査が実施され受講者全員が見事に合格し、足場作業主任者の資格を取得されました。



参加者	大町 誠	西村 忠光	石橋 廣喜	内野 幸雄	古里 一紀	坂口 忠義	樋口須磨子	石橋 秋代	吉田 一
	田森 勝	林 次夫	馬渡 鉄洋	福田 修	大町さみ子	田森スミ子	佐藤委員長	若杉書記長	

# 国保だより

## 秋の行楽シーズン

車でお出かけの際に交通事故に

遭った場合は届出をしてくださ

交通事故など、第三者に  
よって受けた傷病の場合、  
その治療については第三者  
が負担するべきものであり、  
保険証を使用して治療する  
ことができないことになっ  
ています。

### ▼届出書類

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書
- 交通事故証明書

### ▼注意

- ◇自損事故や自分の過失割  
合に関わらず、届出を  
してください。
- ◇加害者から既に治療費を  
受け取っている場合に  
は、国民健康保険は使  
用できません。
- ◇無免許運転や飲酒運転な  
ど不法行為が原因の場  
合は、保険証は使用で  
きません。
- ◇相手と示談する前に、ご  
相談ください。（届出前  
に示談を行うと加害者  
に医療費が請求できな  
くなる場合があります）
- ◇「受領委任」の施術を受けたときは、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担金のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 「受領委任」の施術を受けたときには、柔道整復師療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に患者の署名が必要となります。受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながる恐れがありますので注意して下さい。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- 施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されます。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。
- ※治療内容についてお尋ねすることがあります。
- 柔道整復師の施術に要した費用（療養費）は、被保険者皆様の保険料から支払われます。皆様健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の適正化にもつながります。
- また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、施術を受けた方に照会させていただく場合があります。施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際にはご協力をお願いします。



# 脳の病気を予防しましょう！ 脳ドックで 早めの対策を！

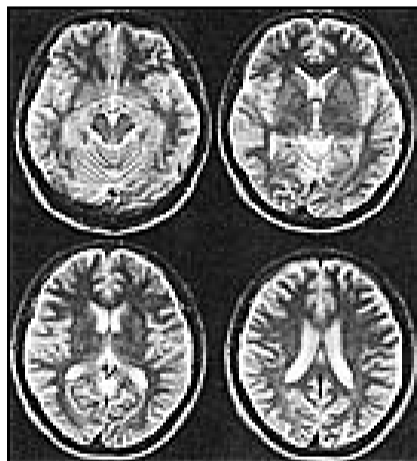


## 脳ドックMRIとMRAの違いについて

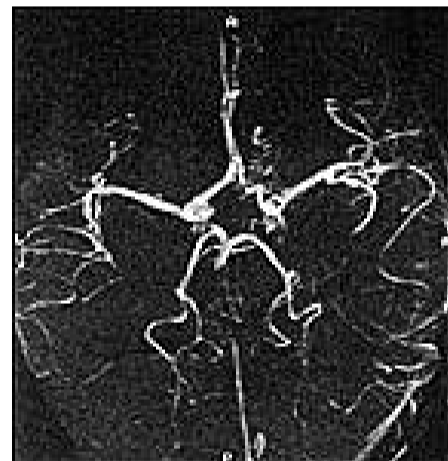
MRIとMRAは検査装置・方法は同じですが、撮影した画像の処理方法が違い、描き出すものが異なります。

MRIが、脳の断面を詳細に写し出し、脳梗塞や動脈瘤、脳腫瘍等を検出するのに対し、MRAは血管の状況を詳しく見るために用いられ、脳動脈瘤や脳動脈閉鎖等を検出します。

MRI画像



MRA画像



医療機関によって金額が異なりますので、受診をご希望される医療機関へ事前にお問合せ下さい。

佐世保中央病院で人間ドックを受診される方は、追加で脳ドックのお申込が可能です（自己負担あり）お申込される際に組合窓口でお伝え下さい。

令和5年4月1日より脳ドック補助事業を実施しています。

### 1. 補助対象者

毎年4月1日現在で40歳以上の方  
4月2日～翌年の3月31日までの期間に40歳に達した方につきましては、次年度以降の対象となります。

### 2. 対象検査

医療機関において実施するMRI・MRA検査（自費診療）が対象となります。

### 3. 検査費用

検査費用が15,000円以上である場合に限り、1回につき最大20,000円が補助となります。

また、補助につきましては、2年に1回限りとなります。

（例）令和5年5月受診の場合⇒令和7年4月より再度補助対象となります

### 4. 補助対象人員

補助対象人員を60名とし、人員に到達次第、終了となります。

今後の補助状況等を踏まえ、所要の見直し等を行います。

### 5. 実施期間

令和5年4月1日受診分より

### 6. 申請方法

各所属事務所の窓口で脳ドック補助金申請書用紙がございますので、領収書（原本）・印鑑・ご指定の金融機関の通帳をご持参の上、お手続きをお願いいたします。

領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きに明記されているものに限り（レシート不可）

### 7. 支払方法

申請書受付月の翌月15日（土日祝日の場合は次の平日）にご指定の金融機関に送金する予定です。尚、支給決定（振込）通知は行いませんので、各自預金通帳にてご確認下さい。

### 8. 申請期限

補助申請の期限は、領収書発行日（受診日）より1年とします。

## 柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける皆様へ

### 対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

### 健康保険が使える場合

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等、（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。）
- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

### 【主な負傷例】

日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たときなど。

### 医師や柔道整復師の診断又は判断により、健康保険等の対象にならないものの例

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- 保険医療機関（病院や診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

### 治療を受けるときの注意点

○負傷原因が労働災害に該当する場合は、通勤途上におきた負傷は健康保険等は使えません。また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は組合へ連絡して下さい。

○療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者（組合）へ請求し、支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱として、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担金のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

○「受領委任」の施術を受けたときには、柔道整復師療養費支給申請書の受取代理人欄（住所、氏名、委任年月日）に患者の署名が必要となります。受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながる恐れがありますので注意して下さい。

○施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

○施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されます。医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

※治療内容についてお尋ねすることがあります。

○柔道整復師の施術に要した費用（療養費）は、被保険者皆様の保険料から支払われます。皆様健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の適正化にもつながります。

また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、施術を受けた方に照会させていただく場合があります。施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際にはご協力をお願いします。